

関係施設 施設長 様  
 関係事業所 管理者 様  
 関係事業所 代表者 様

名古屋市健康福祉局  
 高齢福祉部介護保険課長

## ノロウイルス食中毒警報の発令について

本市では、現在「ノロウイルス食中毒注意報」を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発をおこなっていますが、市内及び近隣自治体でノロウイルス食中毒が多発しており、ノロウイルス食中毒が非常に発生しやすい状況にあります。

そこで、本日「ノロウイルス食中毒警報」を発令しましたので、貴施設・貴事業所におかれましては、手洗いを十分に行うなど食品衛生管理について、より一層の注意をお願いします。

### 1 発令日

平成28年2月3日（水）午前11時

### 2 発令期間

発令日から平成28年2月10日まで

※本警報は発令日より1週間継続します。その後は自動的に注意報へ切り替わります（平成28年3月31日まで）。

#### 【参考】発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

### 3 食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	3 件 (3 件)	2 件 (2 件)
患 者 数	76 人 (76 人)	17 人 (17 人)

### 4 食中毒の予防方法（別紙）

- ・調理従事者等の手洗いの徹底及び体調管理  
 （下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど）
- ・食品の十分な加熱（中心温度 85～90℃で 90 秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄・消毒、嘔吐物の適切な処理 等

### 5 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス食中毒防止についての消毒方法など、さらに詳しい情報をお知りになりたい場合は、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>